

令 8 畜 産 振 興 第 114 号  
令和 8 年 (2026 年) 4 月 24 日

各 市 町 長  
山口県農業協同組合中央会長  
山口県農業協同組合代表理事会長  
山口県農業共済組合長理事  
山口県配合飼料価格安定基金協会長  
公益社団法人山口県畜産振興協会長  
公益社団法人山口県獣医師会長  
山口県特殊化成企業組合理事長  
山口県動物薬品器材協会長 様  
山口県酪農農業協同組合長  
防府酪農農業協同組合長  
大島酪農農業協同組合長  
山口県養豚協会長  
山口県養鶏協会長  
深川養鶏農業協同組合長  
農事組合法人山口食鳥センター長

山口県農林水産部長

連休期間における家畜防疫対策の徹底について

このことについて、農林水産省消費・安全局から別添のとおり通知がありました。  
つきましては、家畜の生産者や畜産関係者に対する指導に御協力をお願いします。

畜産振興課  
衛生・飼料班  
担 当：鳴重

TEL 083-933-3434  
FAX 083-933-3449

別記1（都道府県知事） 殿

農林水産省消費・安全局長

連休期間における家畜防疫対策の徹底について

口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策について、海外からの侵入防止策及び飼養衛生管理の徹底による農場への病原体侵入防止を図っており、各都道府県においては、これらの現場での徹底について家畜の生産者をはじめとする畜産関係者等に対し御指導いただいているところです。

口蹄疫については、ワクチン接種により発生を抑制している韓国で本年1月に9か月ぶりとなる発生が仁川広域市の牛農場で確認され、2月以降は京畿道の牛農場2件でも発生が続いています。また、本年3月に中国において東アジアで初となる血清型SAT1が確認されるなど、アジアでの状況に変化が見られています。

アフリカ豚熱については、アフリカ、欧州、ロシア及びアジアにて流行しており、韓国では本年1月から3月までに飼養豚で24事例発生するなど、引き続き警戒を強める必要があります。

豚熱については、国内で広く野生イノシシの感染が発生している中、4月10日には日本最大の養豚地帯である南九州で、平成30年の再発生以来初めてとなる飼養豚の陽性が宮崎県で確認されました。全国で引き続き、地域の関係者が一体となって野生イノシシ対策を推進するとともに、農場へのウイルス侵入防止を徹底することが重要です。

高病原性鳥インフルエンザについては、本年4月22日に発生したところであり、また野鳥での発生事例は4月以降も確認されており、引き続き警戒が必要です。

このような中、日本政府観光局によれば、訪日外客数は昨年4,200万人を超え過去最多となっております。日本への入国者は口蹄疫やアフリカ豚熱等が流行するアジア地域からが多く、また、動物検疫所による水際の検査では我が国への持込みが禁止されている肉製品等の摘発が増加している状況を踏まえると、我が国への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高く、水際対策及び農場への病原体の侵入防止対策を徹底することが重要です。

これから大型連休を迎え、海外との人の往来や国内の人の動きが活発化することから、農林水産省では、空港・海港での靴底消毒の徹底及び携帯品検査の強化、広報キャンペーンの実施、郵便局における国際郵便物の検査強化等を行うこととしております。また、家畜伝染病予防法の改正案を国会に提出しており、さらなる水際対策強化を図ってまいります。

貴職におかれましては、家畜の所有者が家畜の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的な責任を有していることを踏まえ、関係機関等と連携し、下記を踏まえ、家畜伝染病の防疫対策の更なる徹底を図っていただくようお願いします。

#### 記

#### 1 農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見の徹底

畜産関係者に対し、以下について注意喚起するとともに、対策の徹底を図ること。

- (1) 農林水産省のウェブサイト等により海外における口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生状況を把握し、これらの疾病の非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避け、帰国時に衣服や靴の消毒等適切な措置を実施すること。
- (2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、連休期間における消費等を目的として、日本への持込みが禁止されている肉製品等が郵便物等で持ち込まれることのないよう、外国人従業員への周知を徹底し、その事態を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。
- (3) 農場内の破損箇所や隙間の点検といった野生動物対策や、農場に出入りする人の更衣や出入りする物・車両の消毒といった農場の衛生対策などの病原体の侵入防止対策を再度徹底すること。特に、連休期間中は外国人観光客等の家畜の飼養管理に関係のない者が衛生管理区域に立ち入らないよう対策を行うこと。
- (4) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者は、家畜の健康観察を毎日入念に行い、口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの特定症状やその他の異状を認めたときは、連休期間、夜間、早朝等の閉庁時であっても速やかに管轄の家畜保健衛生所に連絡すること。

## 2 家畜伝染病の発生予防に関する旅行者等への注意喚起

家畜伝染病の発生を防止するには、畜産関係者だけでなく旅行者や観光客、登山者、山林内で作業等する者に対する注意喚起を図ることが重要である。このため、都道府県においては、関係部局が連携し、以下のことについてこれらの者が多く利用する場所・施設で注意喚起をすること。

- (1) 山林内で活動、作業等する者は、靴や衣服等に付着した泥を山林内で落とすこと。
- (2) 野生イノシシの農場等への誘引を防止するため、食べ物や残飯は山林に廃棄等せずに持ち帰ること。
- (3) 家畜が飼養されている施設に立ち入らない、又は近寄らないこと。

## 3 疾病発生時の防疫措置に必要な体制等の確認

連休期間においても、特定疾病が発生した場合には円滑に防疫措置を実施できるよう、都道府県は、次のことについて確認すること。特に、事業者等の長期休業も想定されることから、事前に緊急時の対応について調整を図ること。

- (1) 都道府県内の関係部局、関係機関、関係団体、市町村及び関係事業者との緊急連絡体制を再確認すること。
- (2) 適切な病性鑑定が実施できるように、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を行うこと。
- (3) 防疫措置に必要な焼却施設等の確保状況及びその実効性について改めて確認した上で、防疫計画の再確認を行うこと。
- (4) 防疫措置に必要な人員について、特定疾病が発生した場合には、民間事業者並びに都道府県内の関係部局及び市町村からの動員を含む体制となることをこれらの関係者に改めて周知すること。
- (5) 防疫措置に必要な資機材については、大規模農場における防疫措置、発生の継続等も念頭に、初動対応に必要な量を確保すること。また、連休期間に資機材の運搬及び動員者の輸送等に必要な車両を手配できるかどうかについて、再確認すること。

以上

(別記1)

北海道知事  
青森県知事  
岩手県知事  
宮城県知事  
秋田県知事  
山形県知事  
福島県知事  
茨城県知事  
栃木県知事  
群馬県知事  
埼玉県知事  
千葉県知事  
東京都知事  
神奈川県知事  
新潟県知事  
富山県知事  
石川県知事  
福井県知事  
山梨県知事  
長野県知事  
岐阜県知事  
静岡県知事  
愛知県知事  
三重県知事  
滋賀県知事  
京都府知事  
大阪府知事  
兵庫県知事  
奈良県知事  
和歌山県知事  
鳥取県知事  
島根県知事  
岡山県知事  
広島県知事  
山口県知事

徳島県知事  
香川県知事  
愛媛県知事  
高知県知事  
福岡県知事  
佐賀県知事  
長崎県知事  
熊本県知事  
大分県知事  
宮崎県知事  
鹿児島県知事  
沖縄県知事

海外からの旅行者の皆様へ

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、  
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に  
近寄らないようにしましょう。



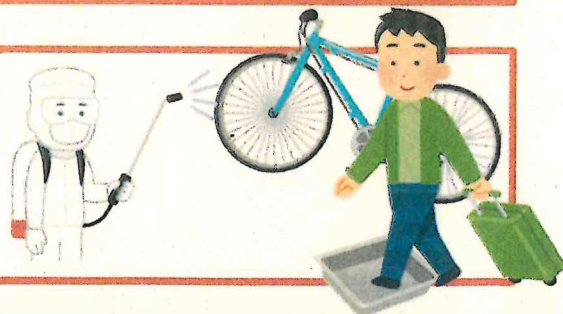
4

野生イノシシや罿・柵がある地点に  
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは  
指示に従ってください。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>



# アフリカ豚熱ウイルスの侵入を防ぐためのお願い

## 侵入経路 ①

### 肉類に付着



- 肉の入った食品を  
国内に持ち込まない



- 肉の入った食品を  
野外に捨てない



## 侵入経路 ②

### 人に付着



- 海外では  
・靴などについた土は落とす  
・動物がいる施設に行かない



- 空海港では 指示に従って消毒



- 国内では  
・帰国後1週間、観光牧場等に行かない  
・家畜がいる施設に近づかない  
・野生イノシシや長・柵に近づかない



# アフリカ豚熱

## そこまできています

発生を未然に防ぐことが  
日本の養豚を守るために極めて重要です。

皮膚の出血や全身のチアノーゼが特徴。他には食欲不振・沈鬱等。

農場へのウイルスの侵入を防ぐために、

### すぐに農場の 衛生対策を再点検！

- ⚠️ 致死率はほぼ**100%**
- ⚠️ 中国で発生による死亡・殺処分により豚の飼養頭数が**4割減少**
- ⚠️ 周辺農場も殺処分の可能性

⚠️ 有効な治療法やワクチンはない



# 1 野生動物対策



農場を囲う柵を設置するとともに、破損などがいないか定期的に点検。

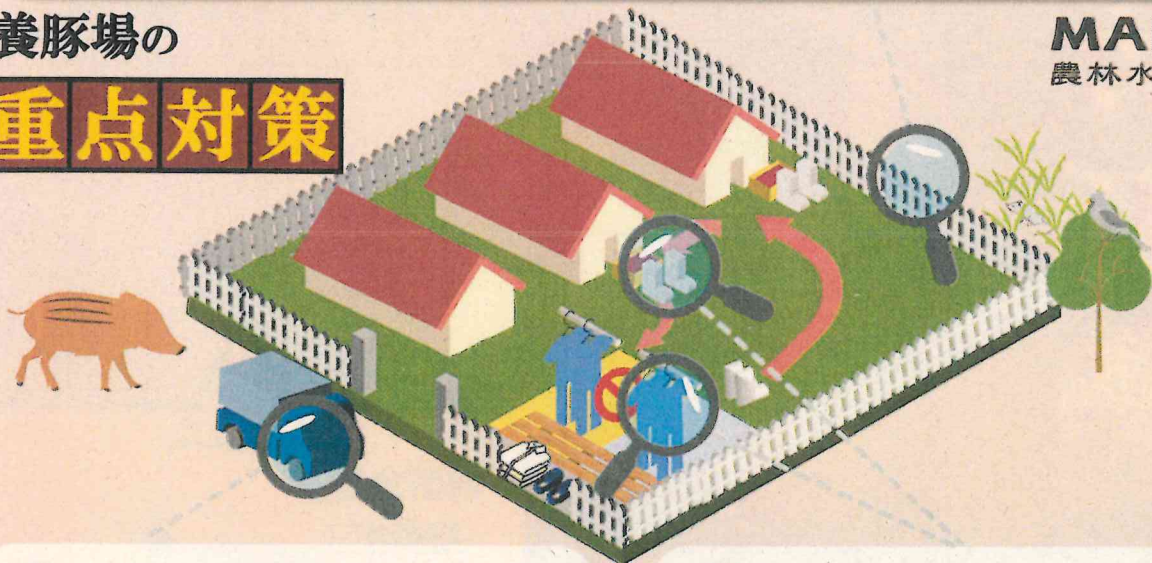
農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しないよう適切に保管。

養豚場の

## 重点対策

MAFF  
農林水産省



## 2 農場内や侵入車両の消毒



畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。

車両の洗浄・消毒も忘れない。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。

## 3 更衣・履き替えの徹底



洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

長靴は履き替えを徹底し、使用後は洗浄してから消毒し、消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。



海外からの豚肉・豚肉製品を絶対に豚に与えない・捨てない！  
従業員にも周知・徹底を！



登山者・キャンパーや山林内で作業する皆さまへ

## 豚熱ウイルスの拡散防止に ご協力をお願いします。

野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。  
人間に感染することはありませんが、  
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。  
ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。



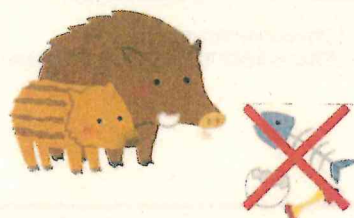
1

ウイルスは土にも含まれます。  
靴の泥は山で落としましょう。



2

残飯は持ち帰りましょう。



3

家畜がいる施設に  
近寄らないようにしましょう。



4

いのししの死体を見つけたら  
管轄の自治体に連絡して下さい。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>





# 韓国で口蹄疫が発生！



## 今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2026年1月に9ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

出典：韓国農林畜産食品部、WOAH

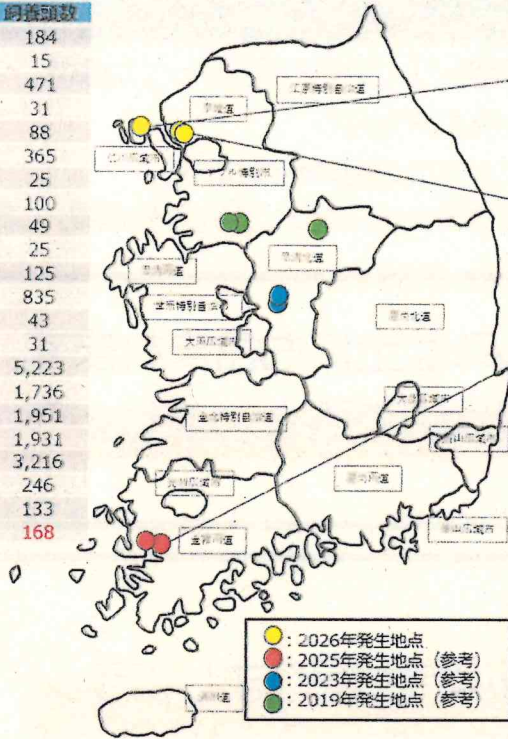
2026年3月2日時点  
農林水産省動物衛生課

発生日	場所	動物種	飼養頭数
1 '25/3/13	全南 靈岩郡	牛	184
2 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	15
3* '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	471
4 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	31
5 '25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	365
7 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	25
8 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	100
9 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	49
10 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	25
11 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	125
12 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	835
13 '25/3/20	全南 靈岩郡	牛	43
14 '25/3/23	全南 靈岩郡	牛	31
15 '25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16 '25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19 '25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216
20 '26/1/30	仁川 江華郡	牛	246
21 '26/2/20	京畿 高陽市	牛	133
22 '26/2/28	京畿 高陽市	牛	168

\*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。

注：日付はWOAH報告の発生日

頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数



仁川広域市（1件）  
2026年1月30日  
江華郡 牛：1件（O型）

京畿道（2件）  
2026年2月20日  
高陽市 牛：1件（O型）  
2026年2月28日（※確認中）  
高陽市 牛：1件（※血清型確認中）

全羅南道（19件）

2025年3月13日（確定日は14日）  
靈岩郡 牛：1件（O型）

2025年3月14日（確定日は15日）  
靈岩郡 牛：3件（O型）

2025年3月15日（確定日は16日）  
務安郡 牛：1件（O型）

2025年3月17日  
靈岩郡 牛：3件（O型）

2025年3月18日  
靈岩郡 牛：2件（O型）

2025年3月19日  
靈岩郡 牛：2件（O型）

2025年3月20日  
靈岩郡 牛：1件（O型）

2025年3月23日  
靈岩郡 牛：1件（O型）

2025年4月10日  
務安郡 豚：2件（O型）

2025年4月12日  
務安郡 豚：2件（O型）

2025年4月13日  
務安郡 豚：1件（O型）

### 牛農家の皆様へ

### 発生予防の徹底をお願いします！

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- 畜舎専用の靴の着用**や**畜舎出入口に踏込消毒槽等**を設置することにより、出入りする人の**靴底の消毒を徹底**しましょう。
- 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。

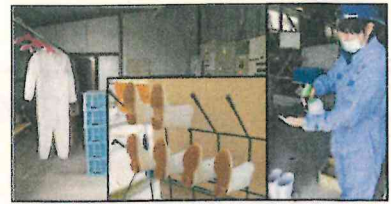


裏面も  
チェック！



## 専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- 畜舎ごとに**専用の靴または踏込消毒を設置**し、使用しましょう。



専用の服や靴の使用、手指消毒

### ◎効果的な消毒のポイント

- 踏込消毒槽の消毒液は、汚れて効果が薄れるので、**まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、**消毒薬が汚れていたら、直ちに交換**しましょう。
- 農場に出入りする車両を消毒する時は、タイヤのみを消毒するのではなく、**泥よけの内側部分まで消毒**し、衛生管理区域内で降車する場合は**農場専用のフロアマット等の使用や車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法

② 消毒液の槽



① 水洗の槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒**し、**フロアマットの交換やペダル等車内も消毒**

### 《要注意》

- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適です！**
- ★ **消毒効果が弱まるので、酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと！**

## 疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～牛の症状～

写真：宮崎県提供



<A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果>

写真：動物衛生研究部門提供



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

**毎日必ず健康観察**し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所**に**連絡**しましょう。

牛では、**1頭のみに着目せず**、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に広がるなど、**群としての異状の有無を確認**することが**重要**です。

連絡先：

（最寄りの家畜保健衛生所の連絡先を記入しておきましょう！）



# 韓国で口蹄疫が発生！



今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2026年1月に9ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

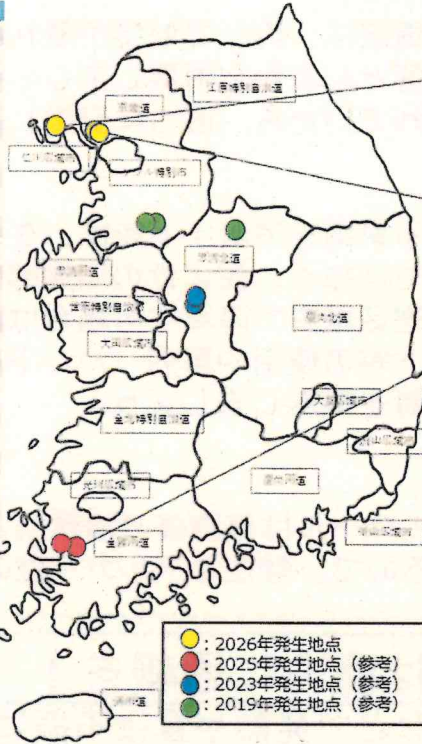
出典：韓国農林畜産食品部、WOAH

2026年3月2日時点  
農林水産省動物衛生課

発生日	場所	動物種	飼養頭数
1 '25/3/13	全南 靈岩郡	牛	184
2 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	15
3* '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	471
4 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	31
5 '25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	365
7 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	25
8 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	100
9 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	49
10 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	25
11 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	125
12 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	835
13 '25/3/20	全南 靈岩郡	牛	43
14 '25/3/23	全南 靈岩郡	牛	31
15 '25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16 '25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19 '25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216
20 '26/1/30	仁川 江華郡	牛	246
21 '26/2/20	京畿道 高陽市	牛	133
22 '26/2/28	京畿道 高陽市	牛	168

\* 関連農場 2 農場 (いずれも検査陽性) あり。

注：日付はWOAH報告の発生日  
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数



仁川広域市 (1件)

2026年1月30日

江華郡 牛: 1件 (O型)

京畿道 (2件)

2026年2月20日

高陽市 牛: 1件 (O型)

2026年2月28日 (※確認中)

高陽市 牛: 1件 (※血清型確認中)

全羅南道 (19件)

2025年3月13日 (確定日は14日)

靈岩郡 牛: 1件 (O型)

2025年3月14日 (確定日は15日)

靈岩郡 牛: 3件 (O型)

2025年3月15日 (確定日は16日)

務安郡 牛: 1件 (O型)

2025年3月17日

靈岩郡 牛: 3件 (O型)

2025年3月18日

靈岩郡 牛: 2件 (O型)

2025年3月19日

靈岩郡 牛: 2件 (O型)

2025年3月20日

靈岩郡 牛: 1件 (O型)

2025年3月23日

靈岩郡 牛: 1件 (O型)

2025年4月10日

務安郡 豚: 2件 (O型)

2025年4月12日

務安郡 豚: 2件 (O型)

2025年4月13日

務安郡 豚: 1件 (O型)

## 豚農家の皆様へ

### 発生予防の徹底をお願いします！

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- 畜舎の出入り時は、**専用の靴・衣服※を着用し、手指を消毒**するとともに、飼養管理で使用する**物品は定期的に消毒**しましょう。  
※ 大臣指定地域に限る。
- 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は**衛生管理区域に持ち込まない**ようにしましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。

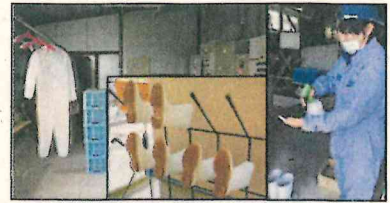


裏面も  
チェック！



## 専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- 畜舎ごとに**専用の靴・衣服※**を着用し、**手指消毒**を実施しましょう。  
※大臣指定地域に限る。



専用の服や靴の使用、手指消毒

### ◎効果的な消毒のポイント

- 靴や衣服が汚れた時には、**洗浄・消毒**しましょう。踏込消毒槽の消毒液は、**汚れで効果が薄れるので、まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、消毒液が汚れていたら、**直ちに交換**しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！

② 消毒液の槽

① 水洗の槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！

- 農場に出入りする車両を消毒する時は、**タイヤのみを消毒するのではなく、泥よけの内側部分まで消毒**し、衛生管理区域内で降車する場合に**農場専用のフロアマット等の使用や車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒**し、**フロアマットの交換やペダル等車内も消毒**

### 《要注意》

- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適です！**
- ★ **消毒効果が弱まるので、酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと！**

## 疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

### ～豚の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

写真：動物衛生研究部門提供



接種3日目



接種4日目

多数の水疱病変を確認

➡ **毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡**しましょう。

連絡先：

（最寄りの家畜保健衛生所の連絡先を記入しておきましょう！）

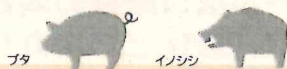
# 家畜の伝染病の 侵入防止への 協力をお願い



今、世界では**アフリカ豚熱**<sup>ぶたねつ</sup>と**口蹄疫**<sup>こうていえき</sup>という家畜の伝染病のまん延が大きな問題となっています。これらは、**肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大**します。これらが日本に侵入すれば、**畜産物の安定供給に深刻な悪影響**を与えるおそれがあります。国内への侵入を防ぐため、皆様の協力が必要です。

## 01 アフリカ豚熱、口蹄疫とは

### アフリカ豚熱 (ASF)



#### 特性

- 致死率はほぼ100%（基急性型、急性型の場合）
- ウイルスは長期間にわたって環境中に生存（冷凍なら**1,000日**以上も）
  - pH4~11でも、血液や糞便中でも、豚肉や加工品（塩漬ハム等）の中でも生存できる

#### 予防・治療

有効な治療法や予防法はない、ワクチンはない

#### 損害

中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が4割減り、豚肉価格が2倍以上に（2019年の事例）

### 口蹄疫 (FMD)



#### 特性

- 口や蹄にできた水疱が痛くてエサを食べなくなり、産業動物としての価値が著しく低下
- ウイルスの感染力が極めて強い
  - 空気感染する（風に乗って**60km**以上離れた農場に移った例も）
  - 豚1頭が1日に排出するウイルス量は牛を最大**1,000万頭**感染させる量に相当

#### 予防・治療

有効な治療法はない、ワクチンはあるが感染自体は防げない

#### 損害

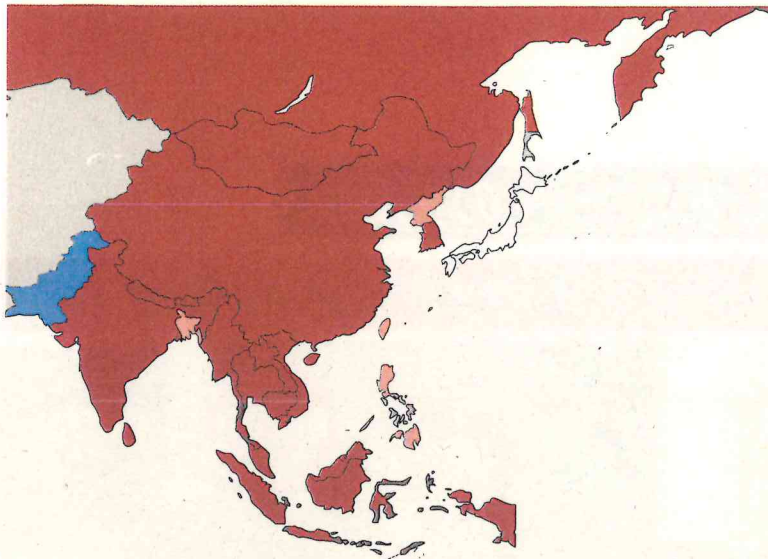
過去に国内で30万頭の牛・豚を殺処分し、2,350億円の被害（2010年の発生に関する宮崎県の試算、関連産業含む）

※ いずれの病気も人への感染の心配はない注

注：海外では口蹄疫ウイルスに極めて濃厚に接して感染した事例がごくまれに報告されるが、通常の生活の中で人に感染することはない。万が一感染した場合は軽い発熱や口内炎になる程度で速やかに回復し、死亡例はない。

## 02 アジアでの発生状況

- アフリカ豚熱は、2018年に中国に侵入後、**アジア各国に拡大**。
  - 口蹄疫は、**多くの国で継続的に発生**。
  - **いずれの病気も発生していないのは日本などごく限られた国・地域のみ**※。
- ※ 日本では過去に口蹄疫が発生したことがあるが、その後清浄化している。



■ : アフリカ豚熱・口蹄疫が発生している国・地域  
■ : アフリカ豚熱のみ発生している国・地域  
■ : 口蹄疫のみ発生している国・地域  
■ : いずれも発生していない国・地域

2025年11月1日時点  
 出典：WOAH、各国のウェブサイト等  
 注1：本資料における「発生」はWOAHに報告されたもの  
 注2：初発生年はWOAHに発生が報告された年  
 注3：口蹄疫発生国・地域は2022年以降で、括弧内は発生数

アフリカ豚熱の初発生年

国・地域名	初発生年
中国	2018年
香港、モンゴル、北朝鮮、韓国、ベトナム ラオス、カンボジア、フィリピン、ミャンマー インドネシア、東ティモール	2019年
インド	2020年
マレーシア、タイ、ブータン	2021年
ネパール	2022年
シンガポール、バングラデシュ	2023年
スリランカ	2024年
台湾	2025年

口蹄疫発生国・地域

国・地域名	発生年
中国(1)、インド(103)、インドネシア(不明) カンボジア(24)、スリランカ(67)、タイ(108) ネパール(66)、パキスタン(不明)、ブータン(3) ベトナム(17)、マレーシア(28)、モンゴル(5)	2022年
中国(4)、インド(49)、インドネシア(不明) カンボジア(16)、スリランカ(1)、タイ(15) ネパール(34)、パキスタン(不明) ベトナム(25)、マレーシア(8)、韓国(11)	2023年
中国(3)、インドネシア(不明)、タイ(2) ネパール(36)、パキスタン(不明) ベトナム(44)、マレーシア(15)	2024年

注：検査体制や、まん延により報告が十分でない場合やワクチンにより発生が見えにくく汚染状況と発生数不一致している場合がある。

## 03 侵入を防ぐためにできること

### 1 海外から肉の入った食品を持ち込まない

- 感染した肉を**動物が食べると**感染
- 不法持込された肉製品から**生きたアフリカ豚熱ウイルス**を発見

持込禁止



### 2 野外に肉の入った食品を捨てない

- ハイキングのお弁当やバーベキューの**食べ残し、ごみ**からも感染
- アフリカ豚熱に感染した肉の入っていた**トレーをイノシシが舐めた**だけで感染
- 海外では**野生イノシシ**でアフリカ豚熱がまん延し、根絶が困難に

野外放置禁止



### 3 帰国後1週間は動物に近づかない

- **服や靴**についたウイルスを介しても感染



MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



## 来日するあなたへのお願い

**肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！**



・ **国際郵便でも送れません。** 母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- ・ 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・ 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・ 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・ 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- ・ 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・ 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・ 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫

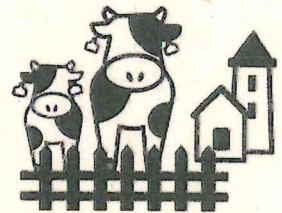


植物防疫

**STOP**



**農場は立入禁止!**



**病原体は人や車に付着**

農林水産省